

第5回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年5月7日（木）11時～

場所：大津市役所新館2階災害対策本部室

1 市長メッセージ

2 各部局の対応・対策について

(1)今回の閉庁期間における各部局の状況について

(2)各部局における対応・対策について

3 その他

第5回 大津市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議資料



大津市

〒520-8575
滋賀県大津市御陵町3番1号

<TEL>
077-523-1234
<URL>
<http://www.city.otsu.lg.jp/>

令和2年5月7日（木） 11時～、大津市役所新館2階災害対策本部室

市民・事業者の皆様への市長メッセージ

このたび、4月25日から5月6日までの間、市役所本庁舎を閉鎖し、市民の皆様には多大なご心配とご不便をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本日からの開庁につきましては、本庁勤務の職員間の接触を12日間絶ち、確実に全職員の健康状態が把握できていることを踏まえての判断であり、今後も保健所等の助言を得ながら、感染防止に努めるとともに、厳しい状況にある市民の皆様の命とくらしを守るため全職員が一丸となり、総力を挙げて取り組んでまいります。

また、市民の皆様・事業者の皆様には、外出自粛やイベントの中止、滋賀県からの休業要請などにご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

政府では、「緊急事態宣言」の発令期間を5月31日まで延長され、滋賀県では、近隣府県が特定警戒都道府県であることから、「準特定警戒県」として緊急事態措置を実施されます。

今も入院されている方は多く、この先感染が拡大するようであれば医療機関の受入れ体制にも深刻な影響を及ぼすため、緊迫した状況が続きます。

すでに本市では、貸出を行う市の施設を閉鎖、市のイベントを延期・中止とし、市立小中学校・幼稚園は、子どもの生命を守ることを最優先として、臨時休校・休園の5月31日までの延長を決定しています。

さらに、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策や1人につき10万円を給付する特別定額給付金、市内中小企業・小規模事業者等を対象とした本市独自の支援などの補正予算案を市議会に提出する予定であり、一刻も早く市民の皆様をご支援できるよう、閉庁中にあっても準備を進めてきたところです。

新型コロナウイルス感染症の恐ろしさは、無症状の方から多くの感染者を生み、感染を広げていくことです。

このまま、感染が広がり続けると、感染以外で入院・通院されている方にも多大な影響を与えることとなります。

今一度、気を緩めず、今後も不要不急の外出や人との接触を避けていただくことをお願いします。

今しばらくがまんを強いられる生活が続きますが、事態の一日も早い収束に向けて、皆様ご自身や周りの方々を新型コロナウイルス感染症から守る行動をお願いします。

令和2年5月7日 大津市長 佐藤 健司

市役所本庁舎の閉鎖～感染拡大を防止～

4月11日感染発生
1例目（都市計画部職員）



< 職 員 > ・濃厚接触者となった職員が11日から自宅待機
< 職場・業務 > ・執務室・共用部分を11日に消毒。13日から通常業務

4月13日感染発生
2例目（都市計画部職員）



< 職 員 > ・本館3階西側フロア勤務の都市計画部の職員全員が15日から自宅待機
< 職場・業務 > ・本館3階西側フロアを14日～19日閉鎖し消毒
・都市計画部は15日13時から業務縮小、本館5階西側フロアで業務再開
< 全 庁 > ・全職員を対象とした健康観察を13日から開始
・15日から業務継続計画の第3段階（業務の縮小・休止等）へ移行
・本館1・2階等の窓口に飛沫感染防止の透明フィルムを14日から設置

4月16日感染発生
4例目（建設部職員）



< 職 員 > ・4例目の職員の所属課（建設部）全員が16日から自宅待機
< 職場・業務 > ・本館4階西側フロアは16日から閉鎖し消毒
・建設部の業務は17日は電話対応のみ

4月17日感染発生
5～7例目（建設部職員）

4月18日感染発生
8～9例目（建設部職員）

4月19日感染発生
10例目（建設部職員）

4月20日感染発生
11例目（建設部職員）



< 職 員 > ・9例目の職員の所属課（建設部）全員が19日から自宅待機
・本館4階西側フロア勤務の建設部の職員全員が20日から自宅待機
< 職場・業務 > ・本館4階西側フロアを閉鎖
・建設部は20日13時から業務縮小、本館5階西側フロアで業務再開
・執務室・共用部分を順次消毒
< 全 庁 > ・原則2班体制の隔日交代勤務を20日から開始
・自宅端末によるテレワークの本格運用を23日から開始（200台増設）

4月21日 市役所本庁舎の4月25日～5月6日の閉鎖を決定（支所・保健所等は通常業務）

※4月29日～5月1日に本庁舎及び公用車を噴霧消毒

<現行の取り組み> 対策本部会議の開催

対応状況と対応方針を共有するため局面に応じて対策本部会議を設置・開催

- ◆1月31日 大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部を設置
京都市で感染者が発生したことから設置。
- ◆3月 5日 第1回新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議
市内で感染者が発生したことから開催。
- ◆4月 8日 第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
国の緊急事態宣言により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく法定の対策本部を設置し翌日に開催。
- ◆4月13日 第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
本市職員の新型コロナウイルスの感染が4月11日に1例目、同13日に2例目が確認されたことから開催。
- ◆4月17日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
全国を対象に4月16日に発出された国の緊急事態宣言と市職員を含めた市内の感染状況を踏まえて開催。

現在

国の緊急事態宣言の延長と本庁舎閉鎖期間を経て本日第5回目の対策本部会議を開催

<現行の取り組み>貸出を行う市の施設を閉鎖

- ◆2月26日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に係る本市の対応方針決定
「県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策」に基づき各施設で感染防止対策を講じる。
- ◆3月 4日 施設使用料・利用料金の取扱い方針を決定
感染拡大防止の目的で施設利用者が使用を取りやめた場合の使用料等は原則徴収しない。
- ◆3月12日 対策を追加する方針を決定
チェックリスト等で発熱等がある場合は利用の取りやめの要請を徹底。市外在住者に利用を控えるよう要請。
- ◆3月24日 対策を追加し4月7日までこれまでの対策を継続する方針を決定
開館は3つの「密」の回避対策の可否を検討の上で個別に判断、回避対策の利用者への周知を対策に追加。
- ◆4月 3日 5月6日までこれまでの対策を継続する方針を決定
- ◆4月14日 4月15日から5月6日まで屋内運動施設及びホール等の閉館方針を決定
- ◆4月17日 屋外施設を含めた貸出を行う市の施設の5月6日までの閉鎖方針を決定
- ◆4月21日 貸出を行う市の施設を5月31日まで閉鎖する方針を決定

現在

5月31日まで貸出を行う市の施設を閉鎖

<現行の取り組み>市のイベントの延期・中止

- ◆2月21日 イベントの開催に関する大津市民の皆様へのメッセージ発出
開催にあたってアルコール消毒薬の設置等感染機会を減らすための工夫を講じていただくよう周知。
- ◆2月26日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に係る本市の対応方針決定
「県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策」を基準に各部局で個別に開催の延期・中止を検討。
- ◆2月28日 児童生徒等が参加のイベントを3月24日まで原則中止の方針を決定
幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校の児童生徒等が参加する市主催イベントを3月24日まで原則中止。
- ◆3月24日 対策を追加し4月7日までこれまでの対策を継続する方針を決定
3つの「密」を徹底的に回避する対策を行えるか検討した上で個別に判断し開催を決定する旨対策に追加。
- ◆4月 3日 5月6日までこれまでの対策を継続する方針を決定
- ◆4月17日 すべての市のイベントの延期・中止を決定
- ◆4月21日 市のイベントの延期・中止を5月31日まで継続する方針を決定

現在

5月31日まで市のすべてのイベントを中止・延期

<現行の取り組み>小中学校・幼稚園等の対応

- ◆2月28日 小中学校・幼稚園の3月3日～24日の臨時休校・休園を決定
- ◆3月16日 最小限の人数で中学校卒業式を開催
- ◆3月18日 最小限の人数で幼稚園卒園式を開催
- ◆3月19日 最小限の人数で小学校卒業式を開催
- ◆3月25日 中学校の部活動を再開（4月8日からは中止）
- ◆4月 7日 小中学校・幼稚園の4月13日～5月6日の臨時休校・休園を決定
- ◆4月8日～10日 小中学校登校・幼稚園登園（入学・入園式・始業式も実施）
- ◆4月22日 小中学校・幼稚園の5月7日～31日の臨時休校・休園を決定

現在

小中学校・幼稚園は5月31日まで臨時休校・休園

※児童クラブは開所し、小学校休校期間中は通所の自粛を要請

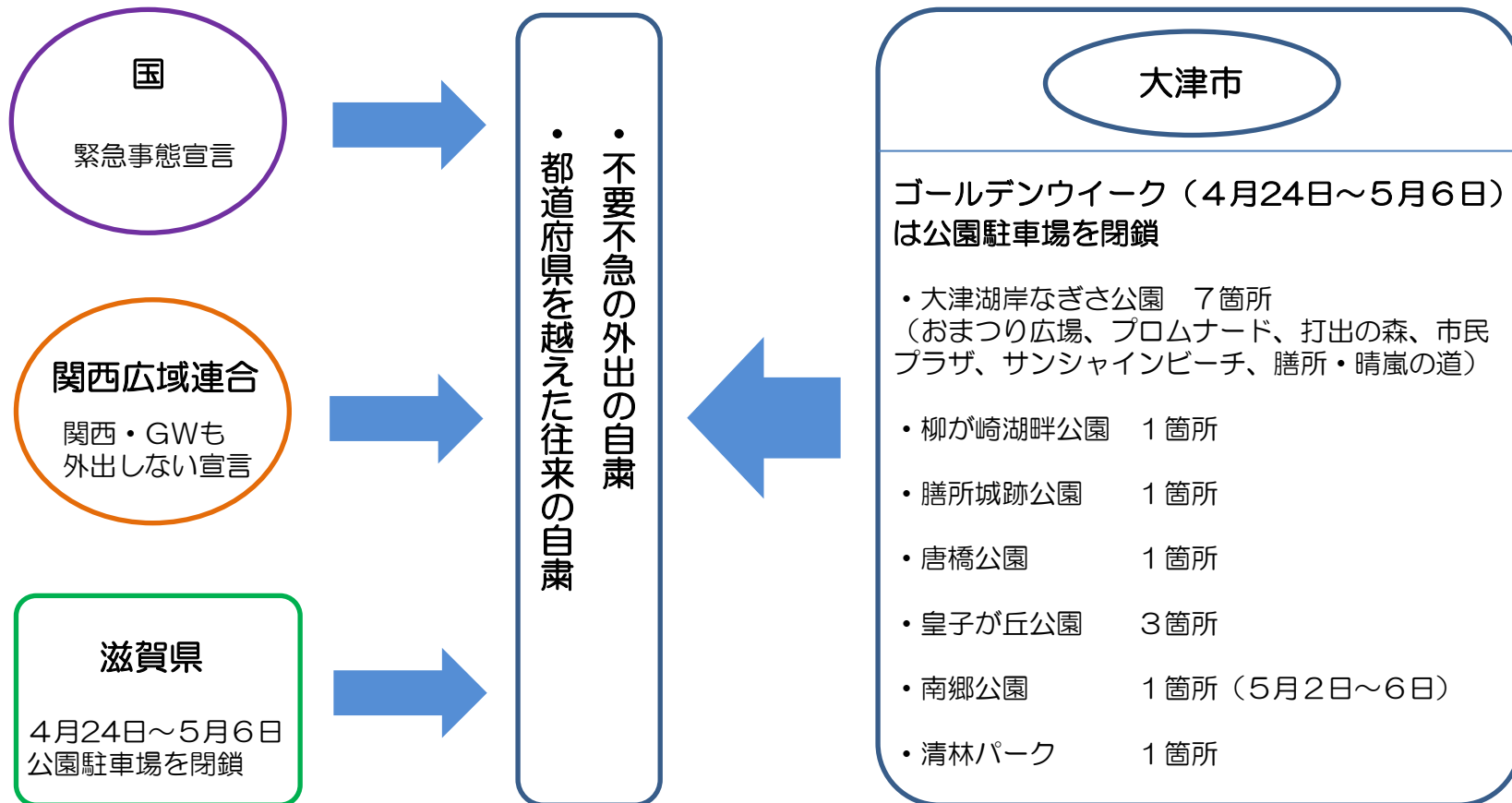
※保育園等の保育施設は開園し、4月24日～5月10日は登園自粛を要請

< 現行の取り組み > 生活支援対策

| | |
|--------------------------------------|---|
| 地方税における 猶予制度 | 新型コロナウイルス感染症に納税義務者（家族含む）が罹患した場合のほか、同感染症に関連するなどして納税が困難となった方を対象に徴収の猶予及び申請による換価の猶予を行う。市民税、県民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、法人市民税等。（地方税法第15条・第15条の6） |
| 介護保険料 徴収猶予制度 | 新型コロナウイルス感染症に納付義務者（家族含む）が罹患した場合のほか、同感染症に関連するなどして納付が困難となった方を対象に徴収の猶予を行う。（介護保険法第142条及び大津市介護保険条例第23条） |
| 後期高齢者医療保 険料徴収猶予制度 | 新型コロナウイルス感染症に世帯主が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして納付が困難となった方を対象に徴収の猶予を行う。（高齢者の医療の確保に関する法律第111条及び滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第16条） |
| 国民健康保険料 徴収猶予制度 | 新型コロナウイルス感染症に納付義務者（家族含む）が罹患した場合のほか、同感染症に関連するなどして納付が困難となった方を対象に徴収の猶予を行う。（国民健康保険法第77条及び大津市国民健康保険条例第22条） |
| 水道料金・下水道 使用料等納付猶予 制度等 | 水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及びびわ湖ブルーエナジー株式会社を小売事業者とするガス料金について、支払が困難な方を対象に納付期限の延長及び納付の猶予を行う。 |
| セーフティネット 保証制度 | 取引先の再生手続の申請や事業活動の制限、災害、取引先金融機関の破綻により経営の安定に支障を生じている中小企業について保証限度額の別枠化を行う。（中小企業信用保険法第2条第5項） 4号 ⇒ 自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業が対象 5号 ⇒ 業績の悪化している業種が対象 |
| 危機関連保証 | 突発的な危機発生時に、全国・全業種（保証対象業種に限る）を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する。（中小企業信用保険法第2条第6項） |

< 現行の取り組み > 他都市往来自粛対策

宣言や公園駐車場の閉鎖によりゴールデンウィーク期間中の他都市の往來を抑制



保健所の啓発

- ◆2月 6日 ・予防対策の周知を目的とした街頭啓発（市長、市医師会、大津市健康推進連絡協議会等）
・市民センター、すこやか・あんしん長寿相談所、図書館、生涯学習センター、本庁窓口等にチラシ設置
- ◆2月10日 市内JR16駅及び京阪電車24駅でのポスター掲示
- ◆3月16日 自治会回覧「新型コロナウイルス感染症への対応について」

広報おおつ

- ◆3月1日号 咳エチケット、こまめな手洗いの感染症対策のお願い
- ◆3月15日号 市民一人ひとりの感染症対策のお願い・市の各種イベントなどの中止の可能性の周知
- ◆4月1日号 手洗い方法、受診・感染症対策の相談窓口、事業者のみなさんへの支援制度の案内
- ◆4月15日号 表紙に手洗いや3つの密の場所・行動を避けるといった感染拡大防止のお願い行動を掲載
- ◆5月1日号 市民のみなさまへの市長メッセージ、ご家庭でのマスク等の捨て方、感染予防対策、社会福祉協議会の生活資金の貸付、市税・国民健康保険料等の納付・徴収猶予

市ホームページ

- ・2月28日から、市ホームページのトップに「新型コロナウイルス感染症に関連したお知らせ」バナーを設け、ジャンルごとに分類して情報発信
- ・特別給付金（コロナ関連）、本庁舎の業務再開及び交代制勤務の実施などの緊急情報を発信

広報媒体の活用

- ・3月から、FM滋賀「インフォメーション大津」、ケーブルテレビZTV「ハローOTSU」内での感染症対策に関する情報発信の継続

大津市公式LINEの活用

- ・新型コロナウイルス感染症に関連するお知らせバナー開設案内
- ・びわ湖毎日マラソン大会の沿道における応援自粛の協力依頼
- ・市長メッセージの配信
- ・市の屋内運動施設等の閉館、本庁舎閉鎖案内（支所業務、家庭ごみ収集案内も含む）

市長記者会見

- ・3月5日 第1回新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議後に開催
- ・4月11日・13日・17日 市職員の感染を受けて開催
- ・4月21日 本庁舎の閉鎖決定による市長記者会見

国の緊急対応策に沿った衛生管理体制の確保と学校の臨時休校に伴う課題の対応

- ◆障害福祉サービス事業所等における衛生用品確保支援補助 10,000千円
- ◆就労継続支援等事業所における利用者のテレワーク導入支援補助 5,000千円
- ◆特別支援学校等の臨時休業要請に伴う放課後等デイサービスにかかる運営費補助 12,594千円
- ◆学校の臨時休業要請に伴う子どもの居場所づくり事業の利用増による補正 346千円
- ◆民間保育施設における衛生用品確保支援補助 64,000千円
- ◆公設及び民間児童クラブにおける衛生用品の配備 1,000千円
- ◆小学校の臨時休業要請に伴う放課後児童クラブの受入れ拡大（延長）による補正 6,523千円
- ◆救護施設における衛生用品確保支援補助 71千円
- ◆学校給食事業特別会計（食材購入費の減等） △107,509千円



新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止

＜新たな組織を4月20日に発足＞

◆特別定額給付金室（4月30日に名称変更）

感染症拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人当たり一律10万円の特別定額給付金を給付する業務を行う。

◆新型コロナウイルス対策室

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる諸施策の企画立案及び推進
- ・保健所機能維持に向けた、体制整備、医療用資材の整備、医師会等関係機関との連携調整などの側方支援
- ・大津医療圏域における病床等の確保にかかる滋賀県、医療機関、宿泊施設等、関係機関との連携、調整

＜市議会に補正予算案を提出予定＞

緊急事態宣言のもとで、頑張っておられる方々、不安を抱いておられる皆様への支援対策を講じるための予算措置に努めていく。

- ・医療機関、社会福祉施設など、その最前線で頑張っておられる方への支援
- ・不安を抱える子どもたち、そして子育て中の皆様への安全・安心の提供
- ・大きな打撃をうけられた事業者などへの支援
- ・帰国者・接触者相談センターの人員体制の確保 などを検討

＜市の施設の閉鎖・市のイベントの延期・中止＞

- ・市の施設は国・県の状況を見ながら今後再開を検討
- ・市主催のイベント（児童生徒等が参加するものを除く）で50人以下のものは、滋賀県の措置と合わせて5月11日以降は延期・中止の対象としない

市民の皆様の命と暮らしを守るため、緊急対策に総力を挙げて取り組んでいく